

仕 様 書 (案)

1 委託名

令和7年度千葉市介護予防普及啓発パンフレット作成・配送業務委託

2 委託期間

令和7年6月9日(月)から令和7年8月18日(月)までとする。

※ただし一部業務は令和7年7月31日(木)を納期とする。

詳細は、「4 委託詳細(2) 納入について」を参照。

3 委託概要

本委託業務は、介護予防普及啓発に係るパンフレットの作成および指定場所への配送業務までを対象とする。

4 委託詳細

(1) 「介護予防普及啓発」パンフレット作成について

ア 作成部数等

(ア) 作成部数 24,000部

(イ) 判 型 A4

(ウ) ページ数 約20ページ

※企画、編集、校正の過程でページ数に多少の前後が生じる場合がある。

(エ) 紙 質 表紙及び本文：再生マットコート紙（マットコート紙も可）

(オ) サ イ ズ 菊版：62.5kg

イ 編 集

原稿を電子媒体(PDF)もしくは紙媒体で引き渡すので、健康推進課と協議の上、内容を確定し、デザイン・編集を行うこと。

デザインにはイラストの作成及び二次元バーコード、写真等の使用を含める。

イラストは受注者が準備し、全20ページで約70点程度使用する。

写真は発注者が準備し全20ページで12点程度使用する。(CD-Rで提供)

また、編集にあたっては、高齢者が読みやすいパンフレットとなるよう、目安として可能な限り以下の点に配慮すること。ただし、実際の校正に当たってはパンフレット全体にまとまりがあるか、ページごとに必要な情報が読みやすいか等を基準に判断する。

(ア) 全体的に高齢者が読みやすい文章、統一した色調、レイアウトとすること。

(イ) 適時、写真やイラスト等を挿入する等をし、読みやすい工夫をすること。

(ウ) 文字は横書きを基本とし、必要に応じて縦書きを用いること。

なお、縦書きの場合は、最大40文字未満、横書きの場合は26文字未満に収めることを基本とすること。

(エ) 1センテンス35文字以内とし、1ページあたりの漢字の含有率を30%以内とす

ること。

(オ) 文字サイズは12ポイント以上とし、ユニバーサルデザイン(UD)書体またはゴシック体を用いること。

(カ) 行間は文字の高さの50～70%を確保すること。

(キ) 余白や意味のまとまりを大切にすること。

(ク) 文字の装飾は出来る限り控え、背景色は白地を基本とすること。

(ケ) コントラスト(明度差)は4以上を確保すること。

(コ) 1ページあたりの版面率(※1)を80%以内、図版率(※2)を50%以内とすること。

※1「版面率」…1ページに対し、文字や図表が占める割合。

※2「図版率」…1ページに対し、画像、図表、チャート等が占める割合。

(サ) 写真に文字を重ねることは避けること。

ウ 印刷

オフセット印刷(植物油インキを使用すること) 4色フルカラー

エ 校正

校正回数は最低3回とする。

オ 製本

中綴じ(本体)

(2) 納入について

ア 納入場所及び数量内訳

別添「配送先一覧」のとおり、パンフレットを納入する。(千葉市内計46か所)

イ 作成したパンフレットの電子データ(PDF)(※3)をCD-Rで健康推進課に納入すること。

※3 ページ1枚毎のデータおよびパンフレット全体のデータを作成すること。

ウ 納入期限

(ア) 健康推進課納入分 令和7年7月31日(木)まで

(イ) 上記の他45か所 令和7年8月18日(月)まで

(3) 委託業務の進行管理について

委託契約締結後1週間以内に、委託業務にかかる工程表を千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課宛てに提出すること。

なお、委託業務の遂行にあたっては、工程表と差異が生じていないか、随時確認し、進捗状況を連絡すること。

5 成果物の著作権について

(1) 作成にあたっては、第三者の有する著作権等を侵害することのないようにすること。

(2) 成果物における一切の著作権は、千葉市に帰属する。

(3) 受注者は千葉市に対して、著作者人格権を行使しない。

6 再委託の禁止について

委託に係る作業は必ず自社のスタッフが行い、他の業者に再委託してはならない。
ただし、印刷製本・納入は、この限りではない。

7 その他

契約書及びこの仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、別途、双方協議のうえ、定めるものとする。